省　令

○厚生労働省令第百二十八号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令

第一条中「並びに第三条第一号」を「、第三条第一号」に改め、「第五号まで」の下に「並びに第四条第二号」を加え、「無償貸付又は譲与」を「無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡」に改める。

第二条中「無償貸付又は譲与」を「無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡」に改める。

第十二条の見出しを「（譲与等の報告）」に改め、同条中「第九条」の下に「又は第十二条」を、「譲与」の下に「又は譲渡」を加え、同条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（医薬品の譲渡）

第十二条　部局長は、感染症予防のため必要な医薬品を、時価よりも低い対価で譲渡することができる。

（医薬品の譲渡の申請）

第十三条　部局長は、前条の規定による医薬品の譲渡を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　譲渡を受けようとする医薬品の品名及び数量

三　譲渡を必要とする理由

四　その他参考となる事項

（医薬品の譲渡の承認）

第十四条　部局長は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。

一　譲渡する医薬品の品名及び数量

二　譲渡価額

三　譲渡目的

四　譲渡期日及び引渡場所

五　譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

附　則

この省令は、公布の日から施行する。